志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 主な修正内容

(1) 原子力災害医療体制の充実化に伴う修正

原子力災害時における発電所の要員に対する医療体制の充実を図るため、速やかに発電所へ医師等を派遣できる体制を構築したことから、「公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体との平常時の連携」および「応急措置の実施時に原子力安全研究協会の協力を得て体制を構築すること」について記載充実を図る。

(2) 副原子力防災管理者の職務上の地位の変更に伴う修正

副原子力防災管理者の職務上の地位の記載に「技術系特別管理職(当直長除く。)」という職級(待遇)を記載している箇所がある。原子力災害対策特別措置法第9条第3項に鑑みれば、職務上の地位の記載には職級でなく職位(部長や課長といった地位)の記載がより適切であると考え、当該箇所を「その他技術系の部長、安全・品質保証室長、技術系の課長」といった具体的記載に見直す。

(参考)原子力災害特別措置法 第9条 第3項

原子力事業者は、当該原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的<u>地位</u>にある者のうちから、副原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させなければならない。

(3) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

原子力災害対策指針の改正(2021年7月21日)に伴い,施設敷地緊急事態の定義を 修正する。

(4) その他(記載の適正化等)

- ・読替内容(2022年7月1日実施)の反映(環境・地域共創部⇒地域共創部)
- ・地域共創部副部長(地域広報担当)⇒地域共創部部長または副部長
- 近畿中部防衛局(金沢防衛事務所)⇒近畿中部防衛局(小松防衛事務所)

2. スケジュール(予定)

・12月21日頃:修正協議申入れ

• 2月27日頃:協議終了

・3月15日頃:修正及び届出(要旨公表)